

福指第192号-2  
令和5年7月26日

各介護サービス事業所  
各介護施設等 } 管理者、施設長 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の  
サービス提供体制確保事業補助金交付要綱の改正及び受付の御案内  
について（通知）

このことについて、令和5年5月8日付けで「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱」を一部改正し、同日以降の発生により要した経費の受付を開始しましたので、御案内します。

改正後の要綱及び提出期限等の詳細につきましては、県のホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

#### 記

#### 1 改正理由

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことに伴う改正

#### 2 主な改正内容

##### (1) 助成対象の取扱い

ア 「濃厚接触者」の表現を「感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）」に変更

イ 休業要請を受けた事業所・施設等を補助対象から除外

ウ 居宅でサービス提供する通所系サービス事業所への補助要件を休業した場合に限定

##### (2) 5月8日以降の「施設内療養に要する費用」の取扱い

「施設内療養者」を位置付け変更後の扱いに合わせて定義

#### 3 静岡県（福祉指導課）ホームページのURL

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/1040734/1040737/1053950/1053960.html>

#### 担当

県東部地区：介護指導第1班（054-221-2409）

県中・西部地区：介護指導第2班（054-221-2531）

受付時間：平日午前9時～午後5時